

第4回 笛吹市介護保険運営協議会

議 事 要 旨

開催日時：令和6年1月16日(火) 午後1時30分～午後3時00分

開催場所：笛吹市役所本館3階302会議室

出席者（委員12名）：

（委員） 竹内委員、雨宮委員、飯田委員、内藤委員、佐藤委員、芦原委員、吉田委員、
荻野委員、小尾委員、飯野委員、伊神委員、小林委員

（欠席） 古屋委員

（事務局） 保健福祉部 部長

介護保険課 3名

長寿支援課 3名

委託業者 1名

傍聴人：0名

【次第】

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1） 笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について

（2） 答申について

4 その他

5 閉会

【参考資料】

- ・資料 笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）
- ・資料1 国の第1号保険料に関する方針見直しについて
- ・資料2 答申（案）

2 会長あいさつ

- 会長 新年おめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。
元旦の能登半島でのすさまじい地震から2週間たちました。報道等を見ていると、地震が起きた直後とあまり変わらない情景がテレビで流れています。もし、同じようなことが笛吹市で起きたらどうだろうと、いつも考えています。被災地に心を寄せながら、気持ちを合わせながら、私たちも自分たちの地域、家族のことも考えて、もう一度災害に対する備えを考え直してみたらどうかと、毎日思っています。
前回の会議が大変寂しい状態で12月に行われました。今日は1名の委任状だけで、12名の方がおそろいです。先ほど事務局からも案内がありましたように、今日が最後の会議です。市長に対する答申等もご審議いただくことになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局 それでは議事に移りたいと思います。
議事進行につきましては竹内会長、よろしく願いいたします。
- 会長 では、(1) 笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について、事務局から説明をお願いいたします。

【議事(要旨)】

《笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について》・・・資料 事務局より資料に基づき説明

会長 ただ今、素案の82ページに掲載されるべきところの説明がありました。その前に、前回欠席された方が多く、特に事業者の方がほとんど来られていなかったもので、その皆様から、これに対するご意見を伺わなくてもいいのでしょうか。既に文書等で意見を出されていますか。

事務局 前回欠席された方も多いため、全体を通してご意見を頂ければと思います。また、今回お配りした資料に算定した給付費も載せましたので、ご意見を頂ければと思います。

会長 それでは、全体を通して、皆様からご意見を頂きたいと思います。

委員 事業をやっている者とする、本当にこの計画通りに進められるのか、非常に危惧する状況にあると思います。社会問題になるくらい介護人材の確保が非常に困難で、どこの事業所も人を確保するのが厳しい状況です。笛吹市は今後10年間で、労働者人口が15%減ることが分かっている、そういう中で、前年よりも増えていく計画を立てることが、本当に現実的なことなのかどうか、考える必要があると思います。

具体的には、この3年間で大体5%ほどの人が減ると、事業を受け入れるキャパシティも5%減るとというのが常識的な考え方です。特に今回の改定では、おそらく介護人材に、他の業種に見合った給与改定ができないだろうということも分かっている話なので、他の業種に介護人材が流出することも確定しているような状況です。

その中で私が気になるのが、70ページで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をもう1か所増やすということですが、はっきり申し上げて、この利用者数を確保するのも、職員を確保するのも、ぎりぎりの状態でやらせていただいています。もし、他で手を挙げるところがあったら、そこに譲りたいくらいの気持ちです。他が増えて利用者が減ってしまうようであれば、事業も成り立たないし、職員確保もできないので、休止したいという気持ちもあります。

高齢者人口は増えていくので、こういった計画を立てるのが、行政としては筋だと思いますが、事業者側からすると、とても非現実的な数字が並んでいます。おそらく、もう1期計画を立てるとなると、介護労働者が10%減りますので、施設の受入人数や通所サービスの数が減ってくるような気がするのですが、その点についての考慮というのはいかがなものでしょうか。

会長 医療と介護の現場の実情をお話いただきました。関連して、皆様、ご意見ありましたらお願いします。

委員 私も全く同じ意見です。実は当法人でも、2事業所で地域密着型サービスを休止しています。グループホームと小規模多機能は、介護人材とケアマネジャーの確保が難しいということで、適切なサービス提供ができないと判断し、現在休止している状況です。職員たちも高齢化しているので、いつ退職するか分か

らない状況の中で、今いる介護職員数では受入が難しいです。実際のところ、入居人数に制限を掛けるといった対策を取らざるを得ない状況です。84 ページの「介護人材確保に向けた取り組み」のところが少し薄く感じます。笛吹市としてはどういうところで取り組むのか、これから先を考えると、本当に事業運営ができるかどうかといったところが私も心配です。医療機関も看護師の確保が難しい中で、福祉施設においても、看護職の確保が本当に厳しいです。必死になって募集していますが、ほとんど来ません。その中で、もし居なくなった場合、まず運営ができなくなります。そこをどうしていくのかというところが本当に切実な悩みの中で、事業者として、この計画ができるのかどうか、正直不安なところです。そこをどのように手当してくれるのか、お伺いしたいと思います。

委員

今のお二人の意見に著しく同意します。私が運営している法人としても、事業者連絡会の各部会としても、やはり同じような状況です。ケアマネジャーのところ、通所系等の事業所の閉鎖・休止というところが、昨年あたりから出ています。逆に利用者のご家族という立場で考えると、事業者としても仕事がないわけではありません。ただ、適正なサービスが行えないから、そこに関われないという状況が起こっています。そのため、今のこの給付費の算定がいかがかというところをもう一考する必要があるという気もします。

事業所が少なくなり、利用者がサービスを受けられない。それを訪問介護や訪問看護でつないでいこうとすると、事業所としては、今訪問介護を行っている所でも、例えば芦川の地区、境川の地区、御坂の上のほう、河口湖と接しているような地区に1件だけ行くというわけにはいきません。どうしても、行くのに30分～60分かかかるようだと、事業として成り立たなくなってしまいます。ただ、そこにお住まいの高齢者の人にとってみると、同じ笛吹市内であるとしたら、どこに住んでいても、望むべき適正な介護サービスをそれぞれ享受されないといけません。例えば、エリアごとに関われる事業所を決めるとか、そこに横出しのサービスとして、市から補助が出るということがあれば、そのサービスは担保されることも考えられないことはないと思います。

いずれにしろ、断らないということを前提として、介護サービスを提供していた事業者側、法人側が、断らざるを得ない状況になっていることは、事業社側だけではなくて、そのサービスを受ける側にとっても、非常に不利益があるので、仕組みとして考えていかないといけないと思います。

委員

私たちの法人もケアマネの事業所が1つ、通所が3か所、訪問介護を1事業所運営していますが、求人をかけても看護師さんは来ません。介護職はここ何年も来ない状況の中で、今後訪問介護ができないのではないかと状態にきています。訪問介護のそもそもの時間の設定や単価設定が低いので、訪問介護が事業として成り立ちません。社会福祉協議会介護保険制度が始まる前にやっていた家庭奉仕員さんで、現在ヘルパーとして登録している人たちも高齢になり、いよいよ卒業される時期になっています。さらに、通所介護事業所の人材も集まらないということになると、どうしても訪問からは、少しずつ手を引きながら、お受けできないような状況、通所の介護のほうに人を回さなければやっていけないような状況になっているのが現状です。

ただ、私どもは障害のサービスも提供していますので、ヘルパーが行けなくな

ってしまうと、障害の方を地域で誰が見るのかという大変な問題になってきます。社会福祉協議会としては、何とかそこを続けなければならないという課題はあるのですが、いかんせん、人が集まらないということと、訪問介護のほうは、単価の安さだったり、例えば、芦川に1人のためだけに行くかということ、とてもそれはできないので、介護人材の確保は本当に困っている状況です。ケアマネにしても、実際に去年から今年で5人ほど辞められたという話の中で、うちの事業所も手一杯で、新規で依頼があっても、お断りしている状況です。一事業者として、皆さんと同じように、どうしていったらいいのかを本当に考えていかなければいけません。5年後、サービスを続けられるのかどうか、不安が非常に強いです。

会長 今、現場を抱えている関係者の方々から、いろいろとご意見を頂きました。これについて、市のほうの回答はいかがでしょうか。

事務局 ご意見ありがとうございます。介護事業の従事者の確保について、事業所がご苦労されていることは、市のほうでも受け止めています。この介護保険の制度は、基本的には1割を利用者が負担して、その残りの9割の半分を公費、国・県・市、残りの半分を40歳から64歳までが27%、65歳以上の第1号被保険者の方が23%を納めることとなります。給付費が上がると保険料が上がります。市で費用の負担をすると、保険料が増えてしまうので、費用面で負担をしていくというところは難しいです。

先日、甲府にある県の福祉介護人材センターにも相談しました。市としても確保につなげていきたいという思いで、人材センターで相談会をやったり、マッチングの場を設けたりして、市でも来年、力を入れていきたいと思っています。また、長期的なことになってしまうかもしれませんが、中・高校生の夏休みの職業体験等を通じて介護の仕事を体験してもらい、若いころから教育するところに力を入れていきたいと考えています。

70ページの定期巡回の件について、去年の2月から在宅介護実態調査を行いました。その回答の中に、ヘルパーさんのサービスを受けて自宅で暮らしたいという要望がありました。小規模の特養の公募をかけたのですが、人材が不足しているのか、手を挙げていただけるところがありませんでした。待機者の解消として、去年は特別養護老人ホームの公募をしたのですが、なかなか手を挙げてもらえませんでした。

県の調査では、待機者が300人ほどいますが、実際にお話を聞くと、2～3カ月、長くても半年で入れるということを考え、施設のサービスではなく、自宅で暮らせる訪問サービスの定期巡回で整備することを計画に入れました。

地域密着型の運営に関する委員会が別にあり、施設の整備について承認してもらえるのですが、そこには諮っております。そのときに意見は特に出ず、このまま進めてというところでしたので、計画に位置付けております。

会長 事業者の皆さんから、現場の実情は本当に厳しい状況というお話があり、市でもそれは分かっているということです。その中で、先ほどあったように、この事業計画でいいのかという疑問に対してはどうでしょうか。

事務局 施設の整備ということでよろしいですか。

- 会長 先ほど具体的なところは、70 ページのところによかったですか。
- 委員 70 ページのところだけを言っているのではありません。需要と供給だと思いません。需要は、市民の調査をして、こういう事情があつて、こういうサービスがあつたほうが良いという話が出ると思いますが、介護従事者の実情を把握して、これを作っているのかということです。介護従事者がいないのに計画だけ立てたら、計画倒れになる状況が目に見えているので、疑問を投げ掛けさせていただきました。
- 事務局 56 ページからの人数や給付費は、第8期の実績を踏まえた自然推計になっています。あとは施策推計といいまして、市のほうで、例えば定期巡回が予定として位置付けられたら、7年からは少しずつ増えていくことになるのですが、それ以外のサービスは3～5年の推計で、こちらの数字になります。
- 委員 働く人の数は計算していないということですね。今働いている人たちでこれだけのサービスを受けているけれども、今後、従事者が減るという予測は立てないで、この数字を出しているということですね。先ほど来の、幾つかの事業所が休止したり、断らざるを得ないという話は加味していないということでしょうか。
- 会長 人材不足は急激に高まってきたけれども、以前から予想できたことです。ここで顕著な話をしていますが、その辺どうですか。
- 委員 いろいろと実情を訴え、疑問点も出していらっしゃると思いますが、それに対する答えが全然かみ合っていないのではないのでしょうか。相談している人の期待するような答えがどこにもありません。ただ、現実を話しているだけのよう感じます。
- 事務局 見込みの人数、あるいは見込みニーズに対して、給付費に関しては推計になってきます。
人材確保は、笛吹市だけではなく、全国的な問題です。今、県のほうでも人材不足の解消に向けた事業も取り組むということで、9期計画では県とも連携しながら進めていこうと考えています。人材不足について反映した数字にはなっていませんが、人材確保に向けての取り組みは進めていこうと思っています。
- 委員 なかなか回答が出しづらいところだと理解しています。ただ、事業所側としても手をこまねいているわけにもいかないところですし、前回の市民アンケートによると、先ほどのようなオファーがあります。計画倒れにならないために何か手だてができるのか、そこは当然、考えていただいているとは思っています。事業者側としてこの計画値どおりに持っていきたいのは当然ですが、残念ながら、全ての面で厳しい状態です。それに伴って、サービスを受ける側の方々にも不利益が出てきてしまいます。
- 事務局 9期の推計に関しては、笛吹市の高齢者人口や要介護認定者の推計も踏まえた中で、この見込みの人数になっています。今後、介護が必要になる方が多くな

ることが見込まれますが、笛吹市でも介護にならないように健康なお年寄りを増やしましょうということで、長寿支援課が介護予防の事業をかなり進めています。介護にならないように、あるいは、介護度が重くならないようにということで、介護予防にも笛吹市で力を入れていくところです。

会長

それは当然のことであり、そういう努力はしなければなりません。現場の人材が完全に不足している、高齢化していることをかなり含み入れないと、この数字には近づきません。それに対応しないと、計画値をクリアすることはできません。完璧に人材不足が影響していると思いますので、何かプランとして加えたほうがいいのではないのでしょうか。先ほど指摘があったように、空回りしてしまうのではないかという心配があります。訂正しないでこのままにしておくのか、一言加えたり、数字を見直すなど、その辺は検討されますか。

事務局

さまざまなご意見ありがとうございました。委員の皆さんから頂いたご意見は、私どもも重々承知しています。

70 ページ、地域密着型サービスの整備予定に、定期巡回の事業を1か所追加と載っています。現状はとてできないと言われましたが、介護に関する基盤整備は市独自の計画ではなく、県の計画ともリンクしています。県も待機者の解消のために、県全体でもう少し施設を増やせないかという基本的な計画を持っています。当然この計画を作成するために、県のヒアリングも受けました。その際、「笛吹市はもう少し基盤整備を頑張ってくれないか」と言われました。ただ、今頂いたお話は重々承知しているので、「とてそれは無理です。事業者がもちません」と伝えていますが、その中でも何か努力をするようにという話がありました。そのため笛吹市としては、アンケートを採った結果、在宅での介護希望の声が多かったので、「定期巡回の中に取り組んでいきます」という返事をしました。市としても、これは1つの大きな努力目標ということで受けさせていただいたということで、ご了解いただきたいと思います。

もう1点、介護の報酬について、何か市として動いているかという話がありました。80 ページに「⑤介護保険事業費の総費用」があります。介護保険運営委員会の第1回会議の市長挨拶で、「今年は給付費が60億円を超えました。これは非常に大きな数字でなんとかしなければいけない」という話もありましたが、来年度はそれが66億5,500万円、令和7年度には67億4,000万円、令和8年度は68億3,800万円と、介護給付費はこれからも伸びていくことが試算されています。

先ほど言ったように、この計画の中で新たな事業や補助をすると、直接この給付費の中に反映してしまいます。これが伸びると、市民から頂く保険料に全部反映することになります。この計画は、保険料と実施していく事業のバランスをうまく取った中で作りました。それ以外の事業者等に対する助成については、この計画以外、笛吹市が持っている一般会計の中で、何かできればということでも検討していくこととなります。当然、市の財政当局との協議が必要となりますので、この場で私どもが何とか考えますとは申し上げられませんが、大きな課題として、私たちもそれをしっかり認識しているということだけはお伝えしたいと思います。

会長

今回、この保険料について、国の基準が示されて作ったわけですが、物価高や、

企業も賃上げをしなければいけないという状況の中で、基金を一部取り崩してまで、基準額を6,000円にしなければならない理由は何でしょうか。例えば、6,000円を6,200円や6,300円にしてもいいと思います。その200~300円を、笛吹市の地域性を考えて、芦川や境川の奥地に行く場合の、市としての加算に使っていただいたらどうでしょうか。笛吹市民はどこに住んでいても同じ生活ができる、安心した生活ができるというのが目標だと思います。山間地に住んでいるから公平な福祉サービスが受けられないということになってはいけません。

少し話が変わりますが、我々民生委員会が、芦川地区の学童保育と保育園の延長保育を市に意見具申させていただき、学童保育は令和6年度から開設されることになりました。これはお金が掛かることですが、笛吹市に住んでいる限り、御坂の人も芦川の人も同じようなサービスが受けられないといけないと思います。この介護事業についてもそうだと思います。単価を考えるとそこへは行けないという状況は良くないと思います。

事務局 保険料については、少し上げることも考えられるのですが、基金が今8億7,000万円ある中で上げることは、市民の高齢者の方たちに負担になってきます。今、笛吹市は約2万500人の65歳の方がいます。少しでも安くしてもらいたいというのが一番の市民からの要望です。その中で、私たちも基金がありますので、少しでもそれを活用して、現状の8期よりも上がらないようにと考えて設定しています。

会長 公平なサービスが受けられない、市として加算をしたらどうかということについてはどうですか。

事務局 介護保険は日本全体で一つの同じ制度でやっているものです。そのため、笛吹市を地域別に分けることは、この介護保険事業計画の中で、現段階では難しいと考えています。先ほど言ったように、この介護保険事業計画以外の市の施策として、その部分に何か特別な補助や支援を考えていくことはできますが、それは財政当局と市全体の予算の中で考えていくことになりますので、今この段階では、私どもから明確には申し上げられません。

会長 基金は今8億7,000万円です。基金はどれだけ必要なのでしょうか。

事務局 基金はどれだけ保有していればいいのかということではなく、各期において、その3年間で必要な給付費を計算して計画を立て、その計画で保険料を頂くのですが、実際の給付費が伸びなかった場合は、余剰となった分を基金に積み立て、次の期の保険料を抑制するために使うこととなります。

会長 要するに、最初から目標を決めて積み立てるのではなく、事業の利用が少なかったから、基金ができたということですね。

委員 基金が8億7,000万円あり、そのうち3億数千万円をこれからの分に入れるということで、30%以上の分を埋めることとなります。そうすると、5億円ほどしか残りません。高齢者が増えたり、介護サービスを受けたいという人が増え

てくれば、基金は減ってしまいます。なくなったとしたときに、今後、保険料は一度に上げるのですか。そのときはどうするのですか。

事務局 極論からすると、基金がなければ、一度に上げるしかありません。実は、第7期のときは基金がなく、県から借りて保険料を算出しました。そのときは、前の期よりも1,000円上がりましたが、実際は見込みよりも利用者が少なかったもので、8期は下げました。あくまでもこの計画は、次の3年間の見込みで給付費を計算することになるので、基金があれば活用する、なければ上がることとなります。

委員 県からの借入れということは負債になるわけですが、何か証券を発行するような形になるのですか。それとも、現金がそのまま県から入ってくるという形ですか。

事務局 すみません。細かい事務については把握していません。

委員 借入れの事態も起こると思うので、もう少し研究していただきたいです。この素案は、現実的にどうなのですか。基本は国のもので、県に流れてということですが、この地域に合った活動やサービスの内容に変更はできるのですか。

事務局 介護保険事業計画は、基本的な方針は国の方針を踏襲します。県の全体計画の一部としてもリンクしていますが、具体的な計画については、市で事前に市民アンケート調査を行い、意見や考えを反映させています。具体的には、笛吹市の特色を生かした計画になります。

委員 分かりました。能登の地震の関係でテレビを見ているのですが、建物の被害などとは別に、介護サービス関係の問題が大きく出ています。介護する人が足りないと事業者の方がおっしゃられていました。そういうことを考えると、この計画は、サービス関係がオールマイティーに出て良い作文だと思いますが、これをもう少し笛吹市なりに取捨選択して、内容を変えていくことはできるのでしょうか。この通りに、事業をオールマイティーで追っていくことは、到底できないと思います。

事務局 その点につきましては、この介護保険事業計画だけではなく、市の総合計画を始め、いろいろな計画もそうですが、計画期間の途中で想定されないような事態があった場合には、当然計画は変更して、それに沿ったものでやっていくという流れになります。能登の地震では激しい映像も流れて、本当に笛吹市であれが起これたらどうするのかということを私たちも毎日考えています。この計画の中に、災害が起こったときの体制を載せることは、計画の趣旨とは違ってくるのでできませんが、地域防災計画も現在刷新していますし、避難行動要支援者台帳も整備しております。災害に特化した形の中で、介護事業所とどう連携していくか、福祉避難所をどうしていくか、介護が必要な方はどうしていくかということは、そちらの中で検討していくことと考えています。

委員 運用の融通性というか、計画の融通性を持たせていただきたいと思います。

- 会長 他にいかがでしょうか。先ほど説明があった保険料率のことも含めてお願いします。
- 委員 例えば、42 ページにある「基本目標 3 安心した地域での暮らしへの支援」で、介護保険給付のバランスと一般会計のところを切り分けて、遠隔地など、一律に介護保険で扱うのが厳しいところについて、手だてを市としては考えているものがあると、事業者にとっても、そういう補正策の基にこういう介護サービスも提供できるとか、機会の創出にもなるかもしれないし、利用者にとっても利益になるという関係ができるのではないかと思います。
- 事務局 ご意見ということで受け止めます。また、課でもいろいろ検討しながら、財政当局にも話をしていきたいと思います。
- 委員 私たち事業者には、いろいろな情報が入ってきます。例えば、今度コストコができます。そこのアルバイトの時給は 1,500 円という話です。笛吹市は 900 円台です。そうすると、コストコに勤める人が流れます。東京都の小池知事は、介護職員に国の上乘せプラス 2～3 万円ということを発表しています。そうなると、八王子ではここよりも、介護の人たちの給与が 5 万円ほど高くなり、私たちが募集しても、人が集まらなくなります。他の業種も、コストコが 1,500 円で集め始めたら、時給を上げないと人が集まらないことになります。かなり人件費が上がっている中で、私たちは、市からもらうお金で運営していますので、市で手当していただかない限りは限度があります。市でなんとかしてくださいという意味で申し上げていることをご理解いただきたい。
- 会長 他にいかがでしょうか。
先ほど説明があった、市としての助成や加算などは、なぜこの介護保険事業の中でできないのですか。
- 事務局 原則として、この計画に載せたものについては、介護保険料に全て反映することになりますので、新しい事業や費用を組み入れると、介護保険料が上がってしまいます。
- 会長 保険料が上がるからという理由ですか。私は保険料が上がってもいいと思います。それはどうでしょうか。
- 事務局 そこは正直言って、会長の考えと市の考えに相違があるところだと思います。冒頭の説明にありましたように、正味、第 9 期の保険料を計算しますと、6,473 円になります。標準の段階で 473 円上がりますので、一番高所得の方については年間 1 万円以上 上がることになり、所得が少ない方もそれなりに上がってしまいます。市としては、こういう諸物価高騰の中で、なるべく市民の負担を増やしたくないと考えております。そのため、介護保険料を上げるのではなく、今のものを据え置く形の中で第 9 期を取り組んでいきたいというのが基本的な考えになります。
- 会長 分かりました。この介護事業以外のところで、市でそういった助成を考えてい

ただければと思います。

他に意見はありませんか。この第1号保険料については、13段階で基準額を6,000円にするということで承認してよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

会長 それでは、議事（2）答申について、事務局から説明をお願いします。

《答申について》・・・資料

事務局より資料に基づき説明

会長 事務局案として、答申案を説明していただきました。今日は皆さんからさまざまなご意見を頂きましたので、その意見をぜひこの中に入れたいと思います。この文章でよろしいでしょうか。

8期のときも、私は会長ということで答申をさせていただきました。このときのもの参考までに読みたいと思います。

1 高齢者がいつまでも自立した生活を送るため、介護予防事業は重要な役割を果たすものであると考え、計画においても多くの事業による取り組みが記載されています。今後、介護予防事業の取り組みにおいて、従来の行政主導の実施だけでなく、福祉事業者等と連携を密に取り、地域が実施主体となり、支え合う体制の構築を念頭に置いた取り組みをお願いします。

2 団塊の世代が75歳を迎える2025年問題と、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年問題を見据え、高齢者の生活を支える介護サービスの充実が必要と考えます。そのため、介護サービスを提供する事業者の人材確保や業務効率化について、市は方向性などを示すとともに、事業者連絡会と協働で取り組むことを期待します。

これはこの場において、原案に多少修正を加えています。今回の第9期の答申はいかがでしょうか。第8期においても、今回と同じようなことが意見として付記されています。

委員 「住み慣れた地域で自分らしい」というところが、次期包括ケアの概念なのだと思いますが、それを実現するために、2の「サービス提供基盤を充実」、そのためには、先ほど来、事業者側の意見も幾つか出させていただいた介護従事者の人材確保に向けた部分について、会議で出た財源的なところを一般会計のほうから、何とかご協議いただき、予算付けいただけるように取り計らっていただきたいという文言を入れていただければと思います。

会長 もっと強くというか、先ほど出ている市の予算でということ、今のご意見に対していかがでしょうか。

事務局 一般会計からの財源確保ができるかというところもありますので、検討して、会長に確認していただくということでよろしいでしょうか。

委員 今回の介護報酬改定は、いわゆる予防という問題と、地域共生社会という問題の2つが大きなテーマだと思います。「予防」という言葉はここに書いてありま

すが、「共生」という部分に対して何か一文入れると、今回の改定の中身に照らし合わせたものになってくると思います。会長に一任しますが、入れられるなら入れていただきたいと思います。

会長 確かに「高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちづくり」は、まさに地域共生社会だと思いますので、この辺にその言葉を加えたいと思います。

事務局 今回は、「地域住民や地域の多様な主体が参画する」という部分が共生の部分ですが、「共生」という言葉を使ったほうが分かりやすいということですね。

委員 1番の「高齢化が進んでいく長寿社会において」というのが、何となくスマートではないような気がします。
2番の「介護保険事業の持続可能性の確保」というのはどういうことでしょうか。「持続的な介護保険事業の……」という言葉ならもう少しはっきりするのですが、「持続可能性」という言葉を使って「確保」というのは、持続可能性だから可能でなくてもいいということですか。可能ではない状況でも仕方ないという意味に取られても仕方ないような気がします。

事務局 今後高齢化が進んでいくということと、長寿社会だということをそのままかけて作っています。一般的には「長寿社会において」でもいいと思うので、「長寿社会」という認識で共通認識を持てるのであれば、「高齢化が進んでいく」を消すことにします。
「持続可能性の確保」という言葉は、書き方も含めて検討して、修正するようにいたします。

会長 「確保」という言葉がおかしいのではないのでしょうか。また、考えていただきたいと思います。
他にありませんか。よろしいですか。また修正したいと思います。

委員 言葉にあまりこだわって手を入れすぎると、かえって理解しにくくなってしまいます。このままでいいと思います。先ほどの8期の答申で言えていると思いました。極端なことを言えば、8期の分と同じでもいいと思います。

会長 分かりやすい表現の仕方ということで、検討したいと思います。
2月8日11時に、市長に答申をすることになっています。事務局と私にお任せいただき、この答申の文章を再度作り直したいと思います。ありがとうございました。それでは、その他で何か皆さん、ご意見ありますか。よろしいでしょうか。それでは、議事は以上です。ここで議事を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

事務局 竹内会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、貴重なご意見ありがとうございました。また、本日頂いた意見を参考にさせていただきます。計画の策定を進めていきたいと思います。

《その他》

事務局

今後の予定について、事務局より報告します。

議員の皆様からも、こちらの計画素案について意見を伺うために、1月23日に市議会全員協議会にて説明を行います。また、本日協議いただきました答申を竹内会長から市長に渡す場を、2月8日に予定しております。答申は会長に一任することをご了承をお願いします。

保険料の改定について、議会から承認を頂いた後、計画の策定となります。計画につきまして、市民の皆様には、ホームページや広報の4月号に概要版を配布して周知を行う予定になります。

事務局からは以上ですが、もう一度皆様からご意見はありませんか。

委員の皆様には全4回を通して、計画の策定にご尽力いただきまして、ありがとうございました。今後とも、本市の福祉行政にご協力をお願いします。

これもちまして、「第4回笛吹市介護保険運営協議会」を閉会とします。

4 閉会